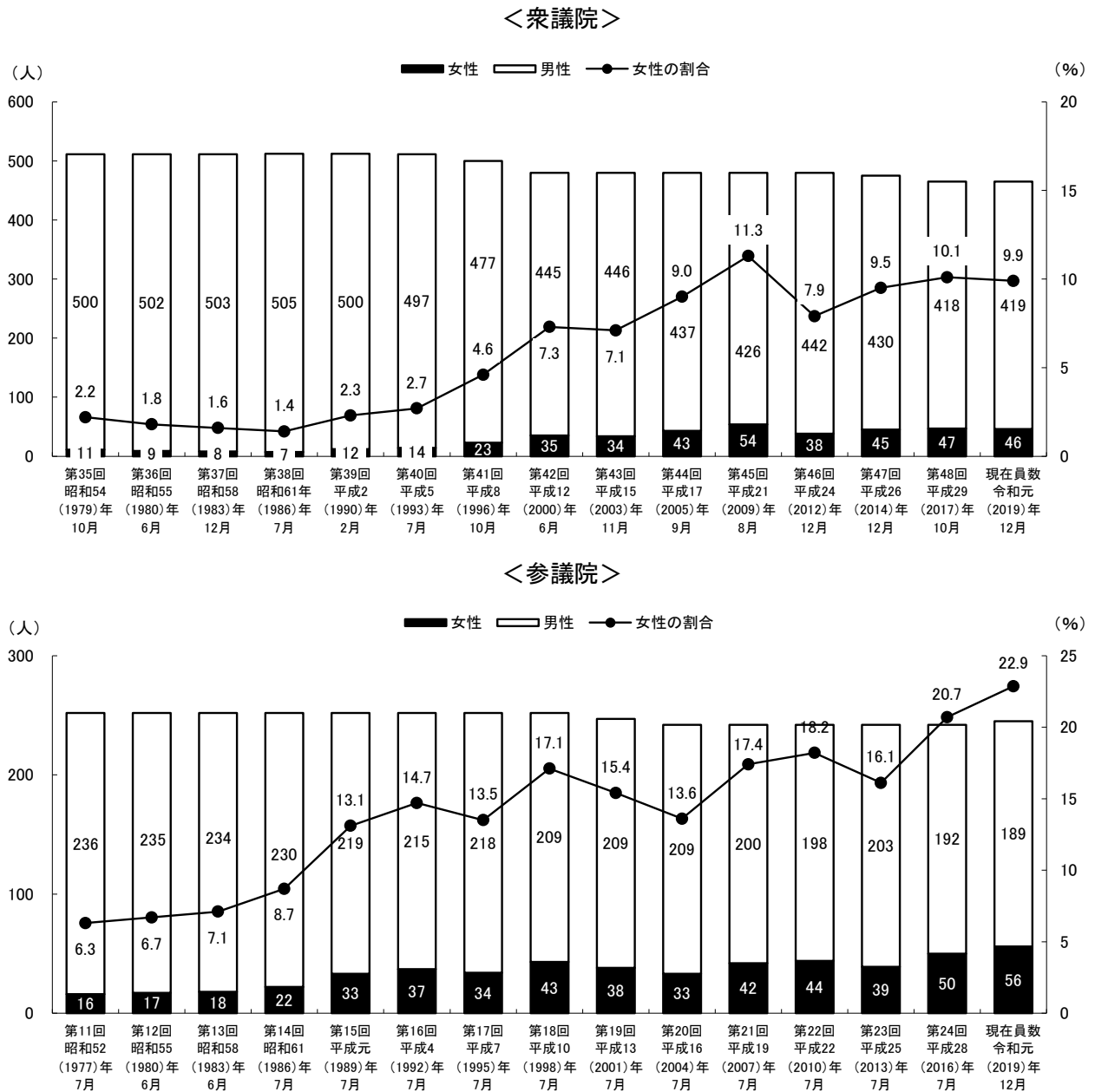


Ⅱ－５ 様々な分野への参画促進

1. 衆参両議院の女性議員数及び割合

衆・参議院における女性議員の議員数及び議員定数に占める割合は、令和元（2019）年12月時点で、衆議院では46人（9.9%）、参議院では56人（22.9%）となっている。

図表Ⅱ－５－１ 衆参両議院の議員数及び女性の割合の推移（全国）



注：衆議院は各選挙における当選人数。参議院は通常選挙後の国会召集日における議員数

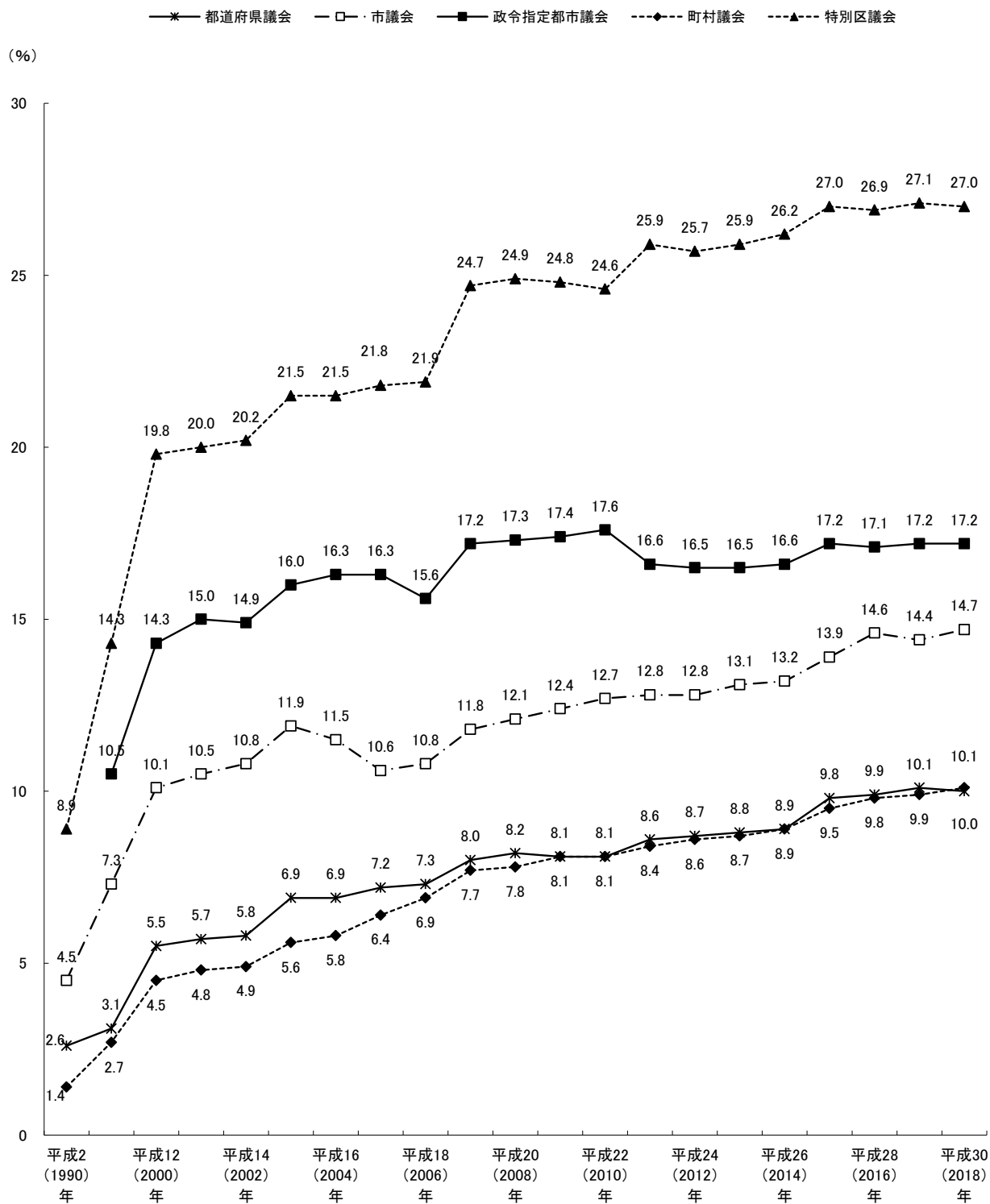
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

2. 地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合は、特別区議会 27.0%、政令指定都市議会 17.2%、市議会 14.7%、都道府県議会 10.0%、町村議会 10.1%となっている。

図表Ⅱ－５－２ 地方議会における女性議員の割合の推移（全国）



注1：市議会には政令指定都市議会が含まれる。

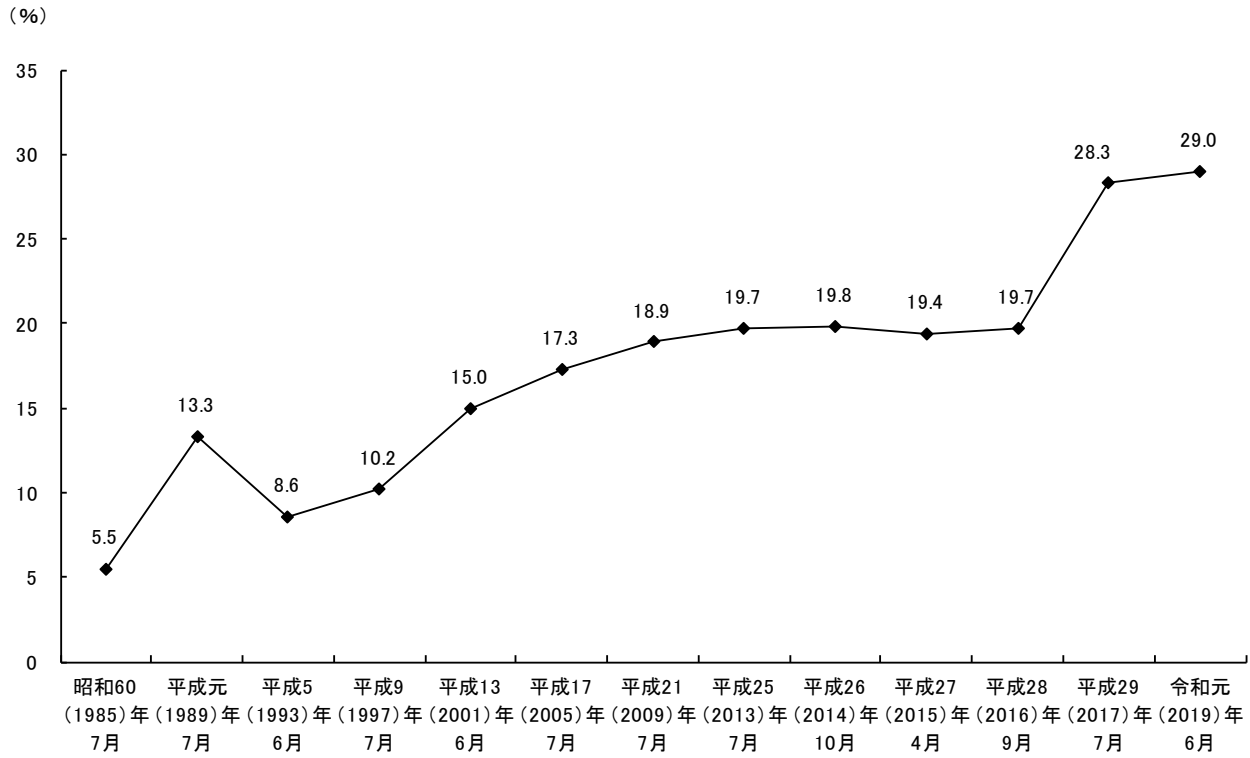
注2：各年12月31日現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

3. 都議会における女性議員の割合

都議会における女性議員の割合は、平成 5（1993）年の 8.6%から緩やかに増加し、平成 25（2013）以降は 19%台で推移していたが、平成 29（2017）年 7 月の選挙で急増し、現在の女性議員の割合は 29.0%となっている。

図表Ⅱ－5－3 都議会における女性議員の割合の推移（都）



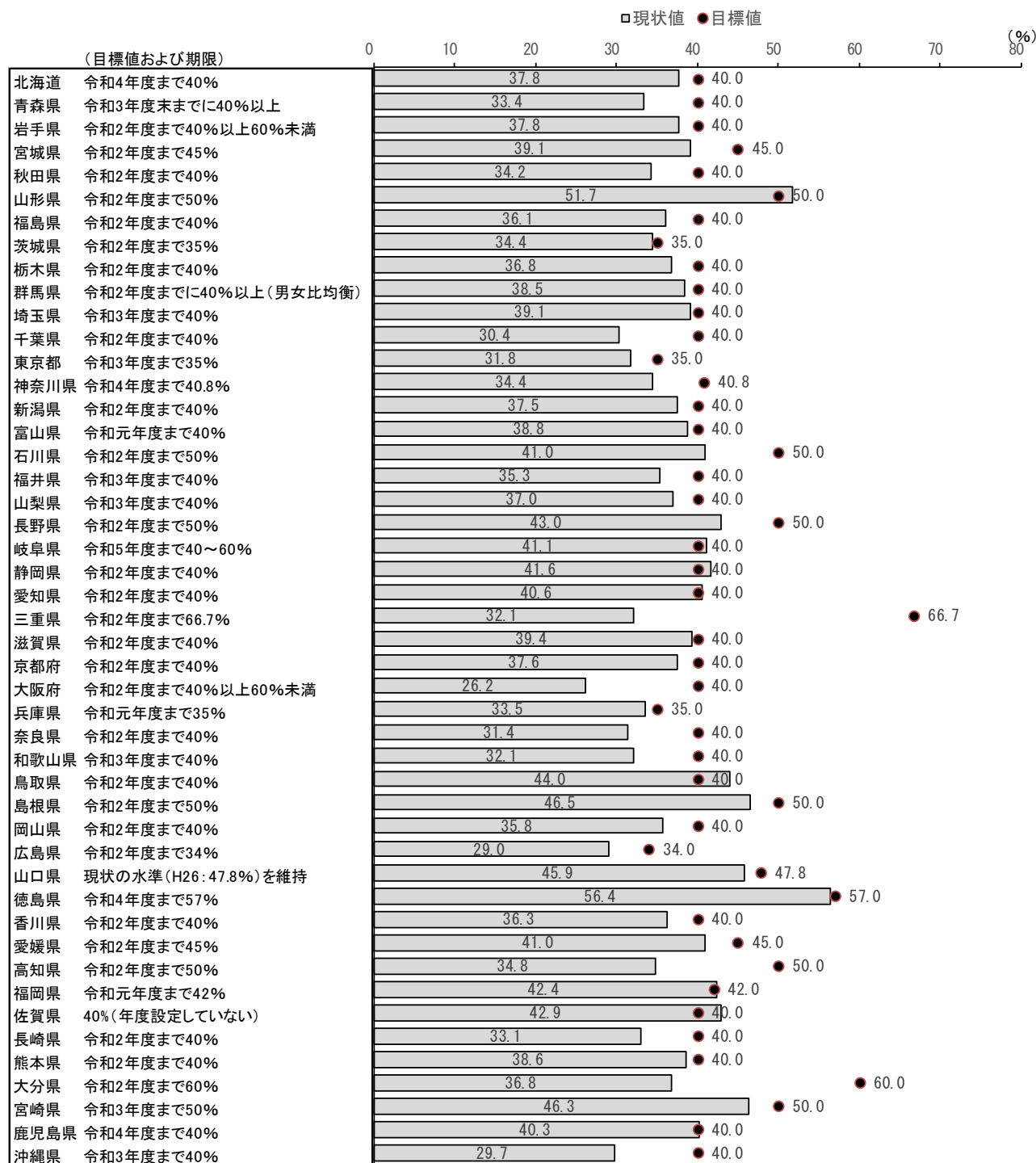
資料：東京都議会議員名簿(令和元年6月現在の議員数)

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

4. 審議会等委員への女性の登用

目標を設定している審議会等委員の女性の割合をみると、都は令和3年度までの目標値35.0%に対して、現状値は31.8%となっている。

図表Ⅱ－5－4 目標を設定している審議会等委員への女性の登用（全国）



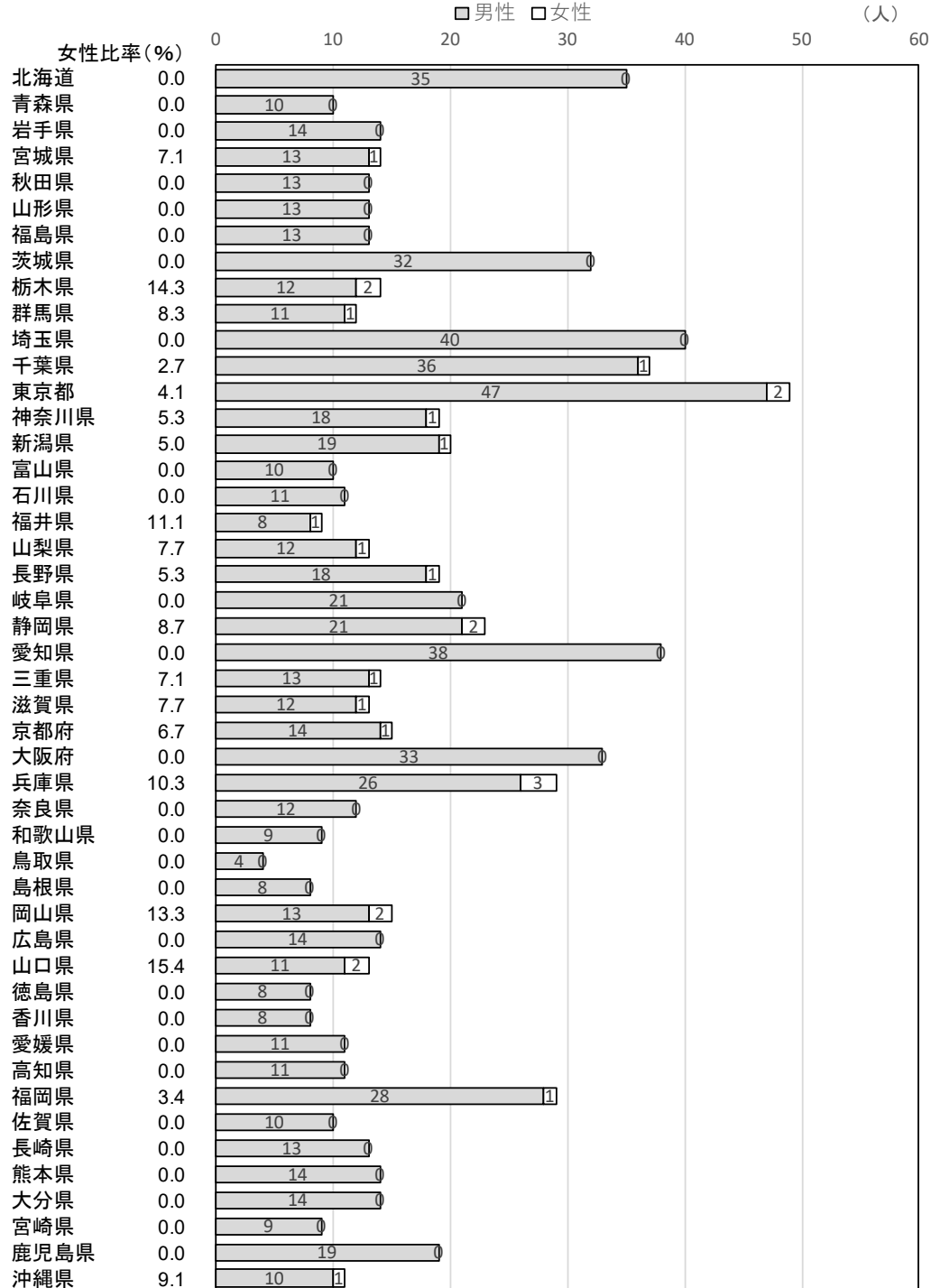
注：調査時点は各都道府県で異なる。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度）

5. 市区長に占める女性の割合

平成 31（2019）年 4 月 1 日現在、女性の市区長がいるのは 19 都府県 26 人である。女性の割合が最も高いのは山口県の 15.4%（2 人）で、東京都は 4.1%（2 人）となっている。

図表Ⅱ－5－5 市区長に占める女性の割合（全国）



注 1：区は特別区

注 2：調査時点は原則として平成 31 年 4 月 1 日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

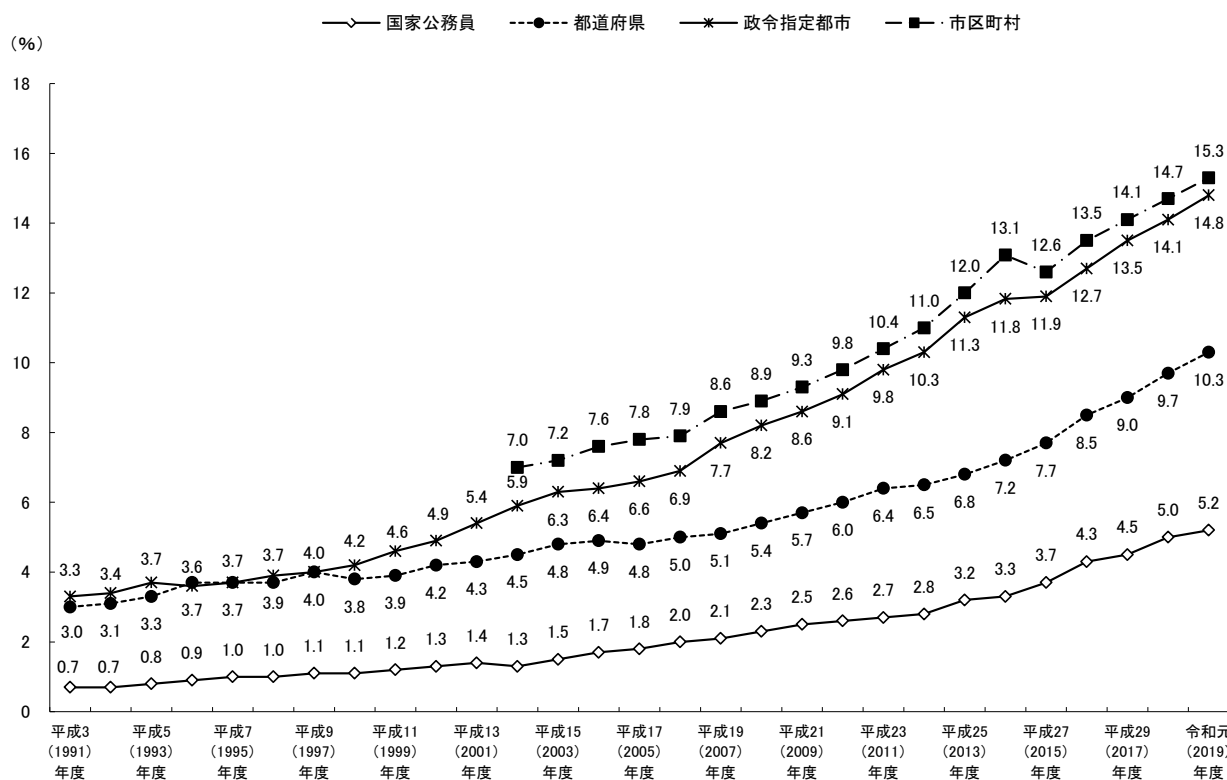
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(令和元年度)

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

6. 公務員管理職に占める女性の割合（国家公務員、都道府県、政令指定都市、市区町村）

公務員管理職に占める女性の割合は、令和元（2019）年度で市区町村 15.3%、政令指定都市 14.8%、都道府県 10.3%、国家公務員 5.2%であり、平成 3（1991）年度以降、総じて増加傾向にある。

図表Ⅱ－5－6 公務員管理職に占める女性の割合（全国）



注1：市区町村には政令指定都市を含む。

注2：国家公務員を除き、調査時点は原則として各年4月1日現在であるが、各自治体の事情により異なる場合がある。

注3：国家公務員について、平成12（2000）年度までは各年度末、平成13（2001）年度から平成25年度（2013）までは各年度1月15日、平成26（2014）年度は9月1日、平成27（2015）年度は7月1日現在。

注4：平成23（2011）年度は、東日本大震災の影響により岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）は調査を行わなかったため、集計から除外している。

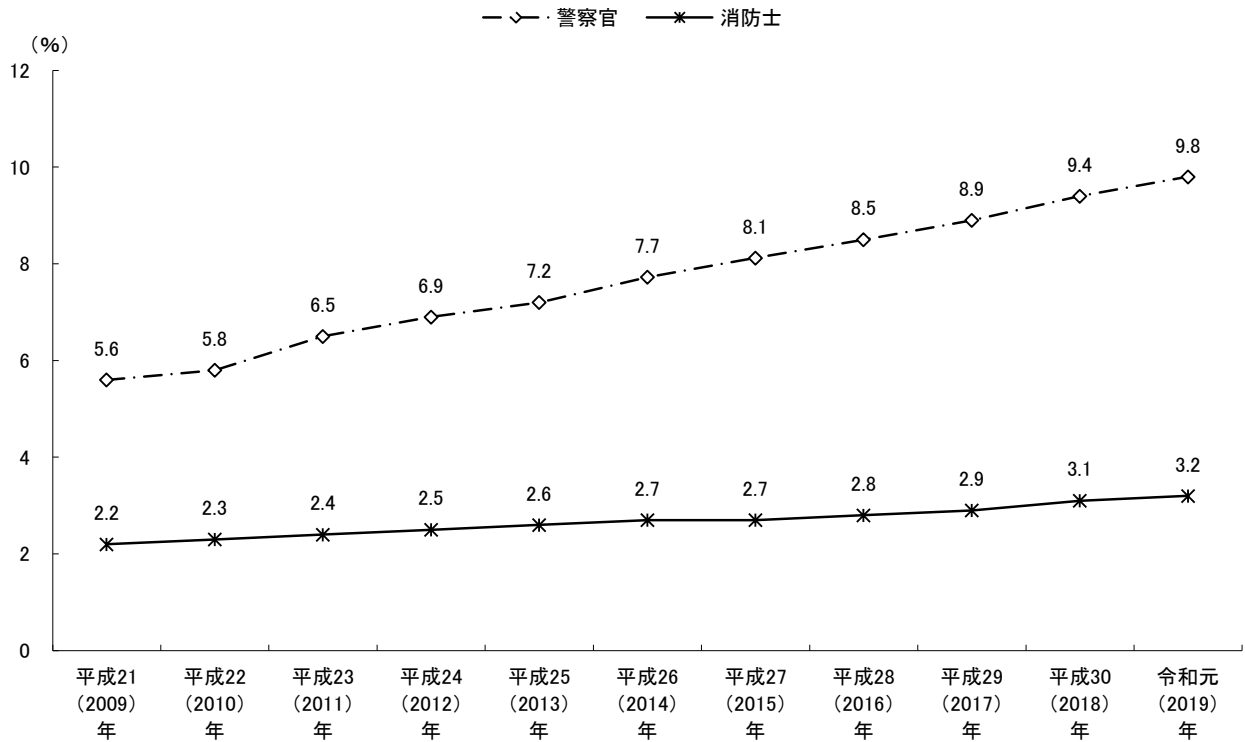
注5：平成24（2012）年度は、東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村、飯館村は調査を行わなかったため、集計から除外している。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

7. 警察官・消防士に占める女性の割合

警察官・消防士に占める女性の割合は、警察官・消防士ともに増加傾向にある。令和元(2019)年の警察官の女性割合は9.8%、消防士は3.2%となっている。

図表Ⅱ－5－7 警察官・消防士に占める女性の割合（全国）



注1：各年4月1日現在。

注2：警察官は、平成23（2011）年度以降は定員外とされた育児休業取得中の者を含んでいる。

注3：消防士は、東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

注4：消防士は、東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

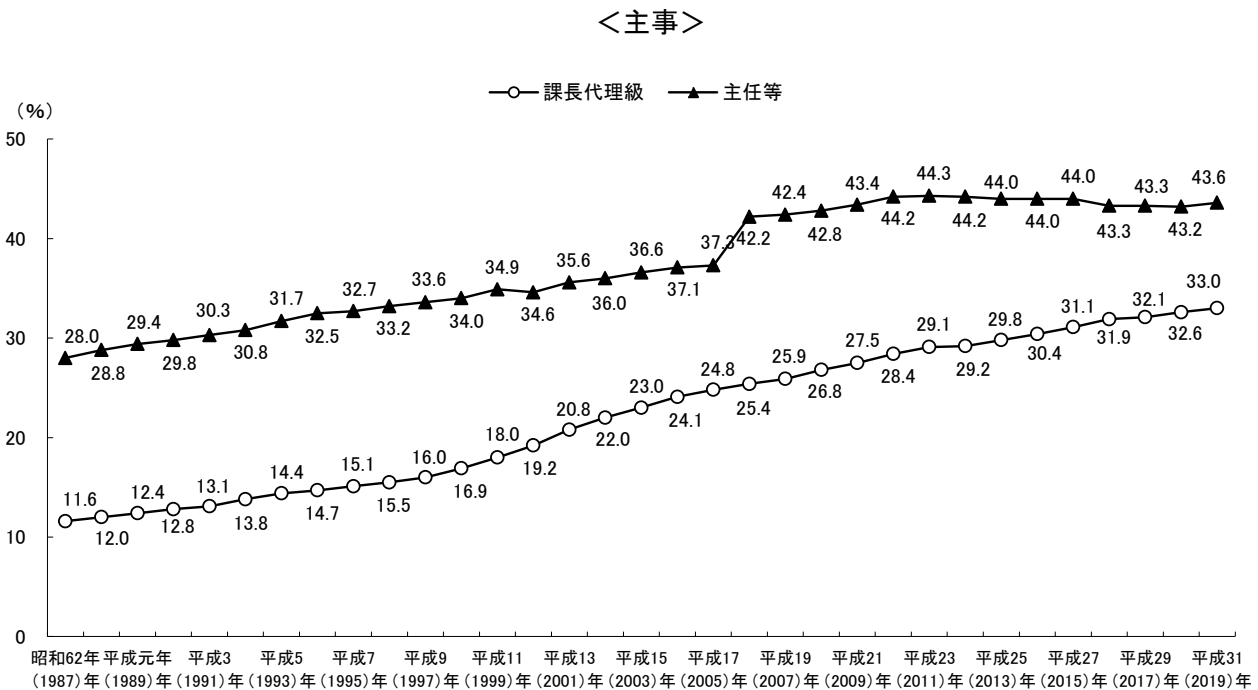
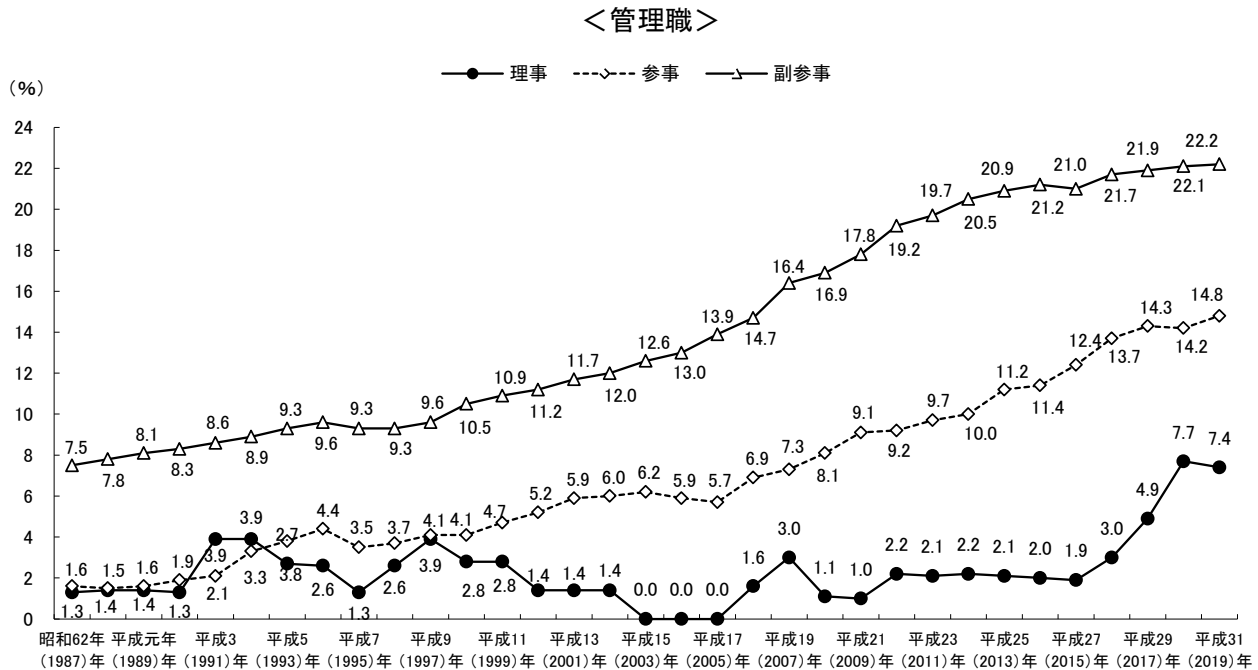
資料：警察庁「令和元年版警察白書」、消防庁「令和元年版消防白書」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

8. 都職員の階層別女性比率

都職員に占める女性の割合を階層別にみると、年々増加傾向にある。平成 31 (2019) 年は、管理職では参事 (部長級) が 14.8%、副参事 (課長級) が 22.2%、主事では課長代理級が 33.0%、主任等が 43.6%となっている。

図表Ⅱ-5-8 都職員の階層別女性比率の推移 (都)



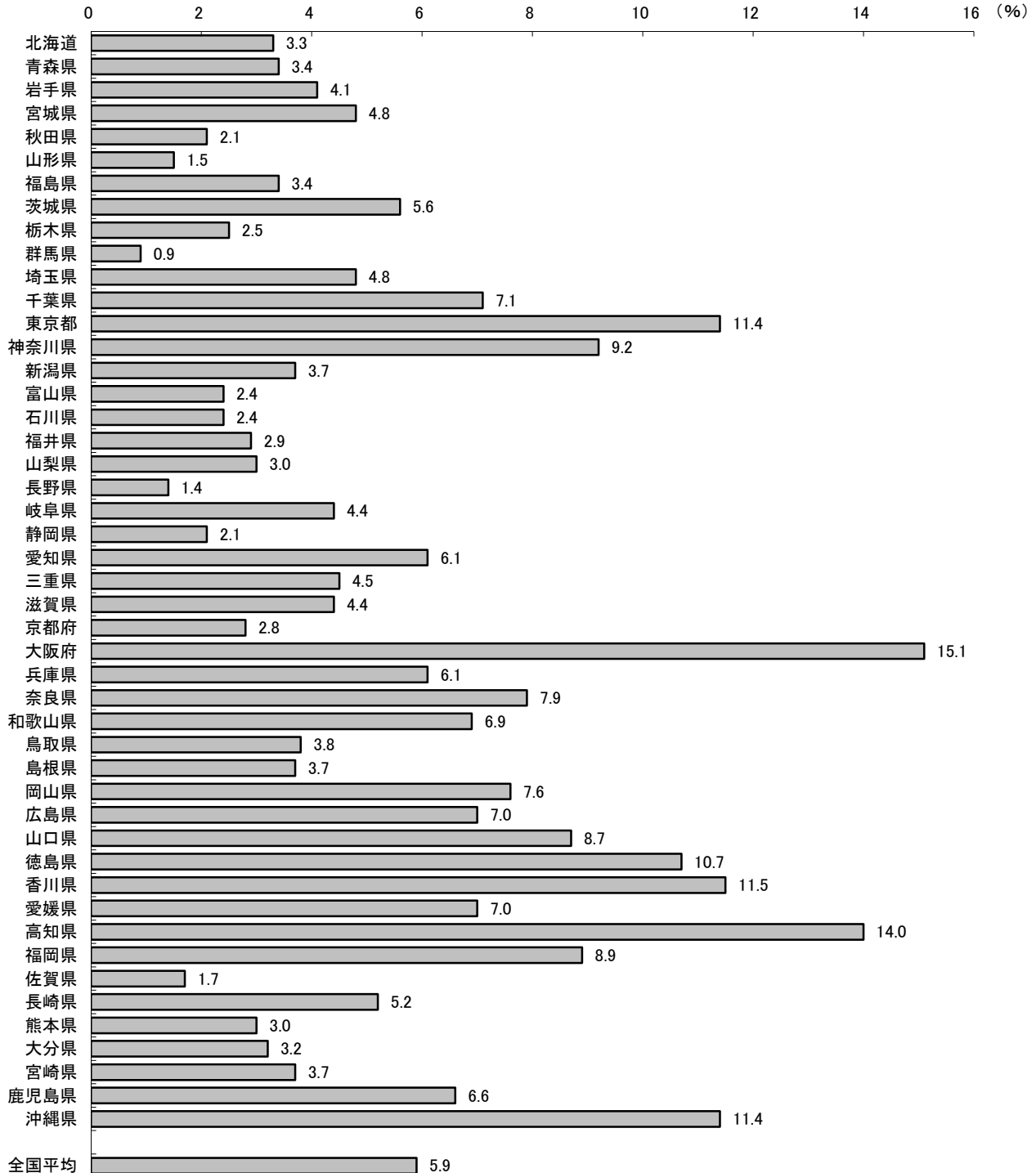
注：各年4月1日現在

資料：東京都人事委員会「平成31年4月1日現在 都職員の構成」

9. 自治会、PTA、農協・漁協・森林組合における役員の女性割合

各都道府県の自治会長に占める女性の割合をみると、東京都は11.4%であり、大阪府、高知県、香川県に次いで第4位になっている。

図表Ⅱ-5-9-1 自治会長に占める女性の割合（全国）



注1：調査時点は原則として平成29年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。

注2：回答のあったもののうち、男女別の数を把握しているもののみ掲載している。

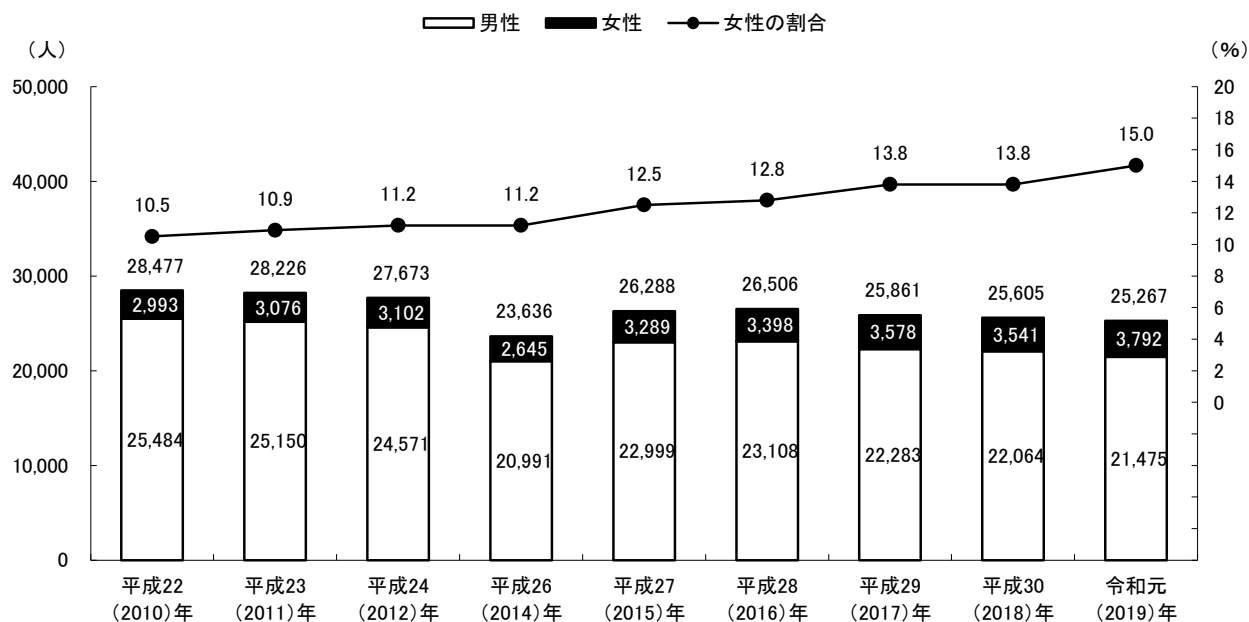
注3：データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

単位PTA会長（小中学校）での女性会長数は令和元（2019）年で3,792人であり、全体に占める女性の割合は15.0%である。

図表Ⅱ－5－9－2 単位PTA会長（小中学校）に占める女性の割合及び会長数（全国）

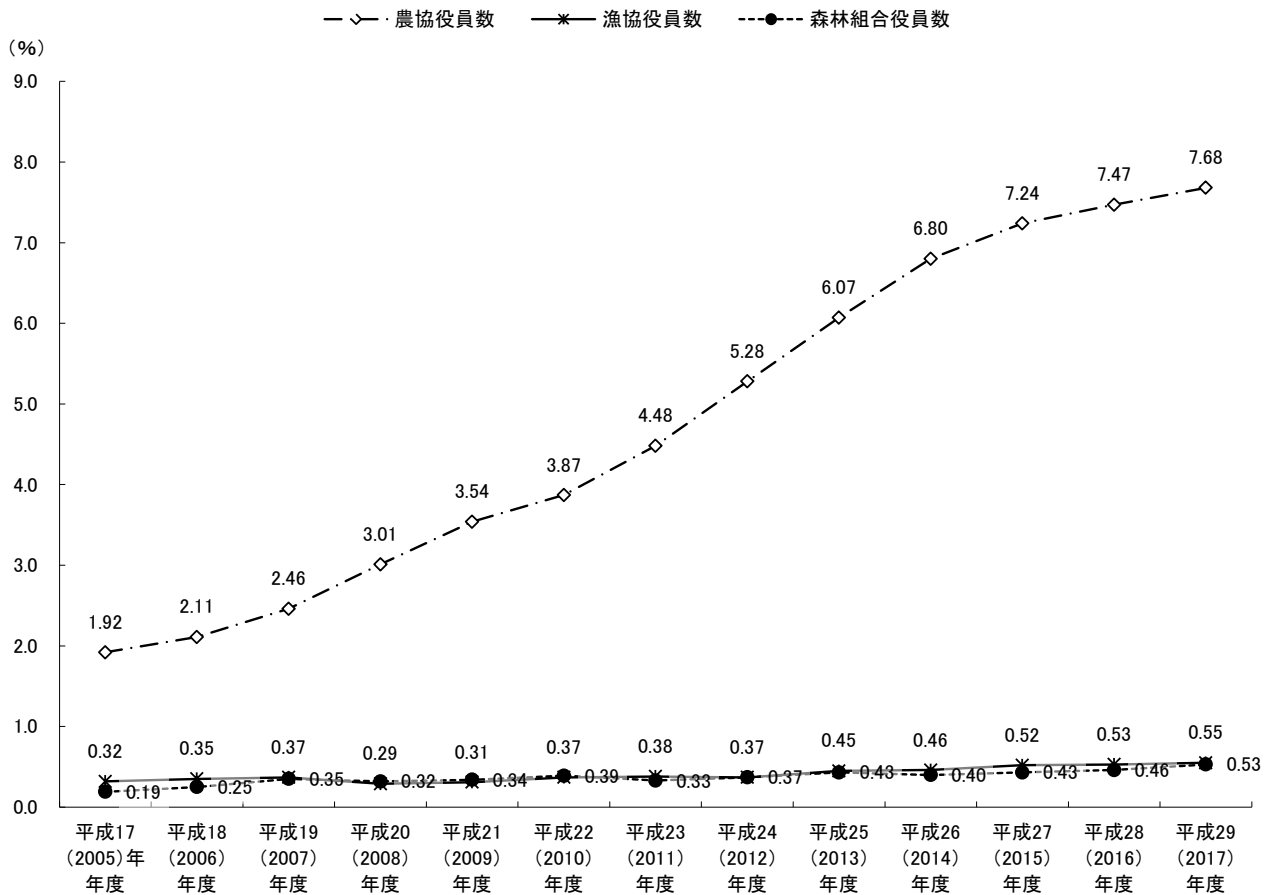


注：各年9月現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

農協・漁協・森林組合の役員における女性の割合をみると、農協で約7.7%、漁協と森林組合では1%未満である。近年、農協では増加傾向が見られるが、漁協や森林組合では変化は見られない。

図表Ⅱ－5－9－3 農協・漁協・森林組合における役員の男女の割合（全国）



注1：農協と漁協については農林水産省資料により作成。森林組合については「森林組合統計」より作成

注2：農協・漁協については各事業年度末（農協・漁協により4月～3月末）現在の数値である。

注3：漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

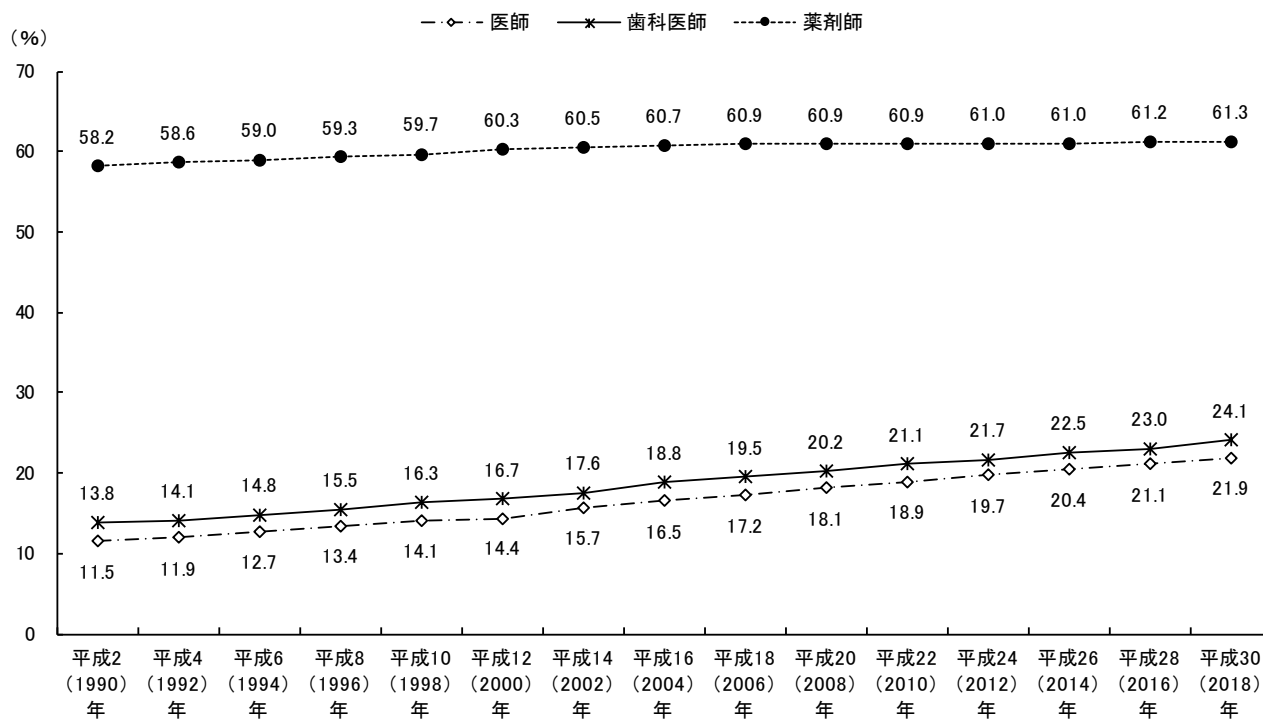
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

10. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合は、緩やかに増加しており、平成2（1990）年の医師11.5%、歯科医師13.8%、薬剤師58.2%が、平成30（2018）年にはそれぞれ21.9%、24.1%、61.3%となっている。

図表Ⅱ－5－10－1 医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合の推移（全国）

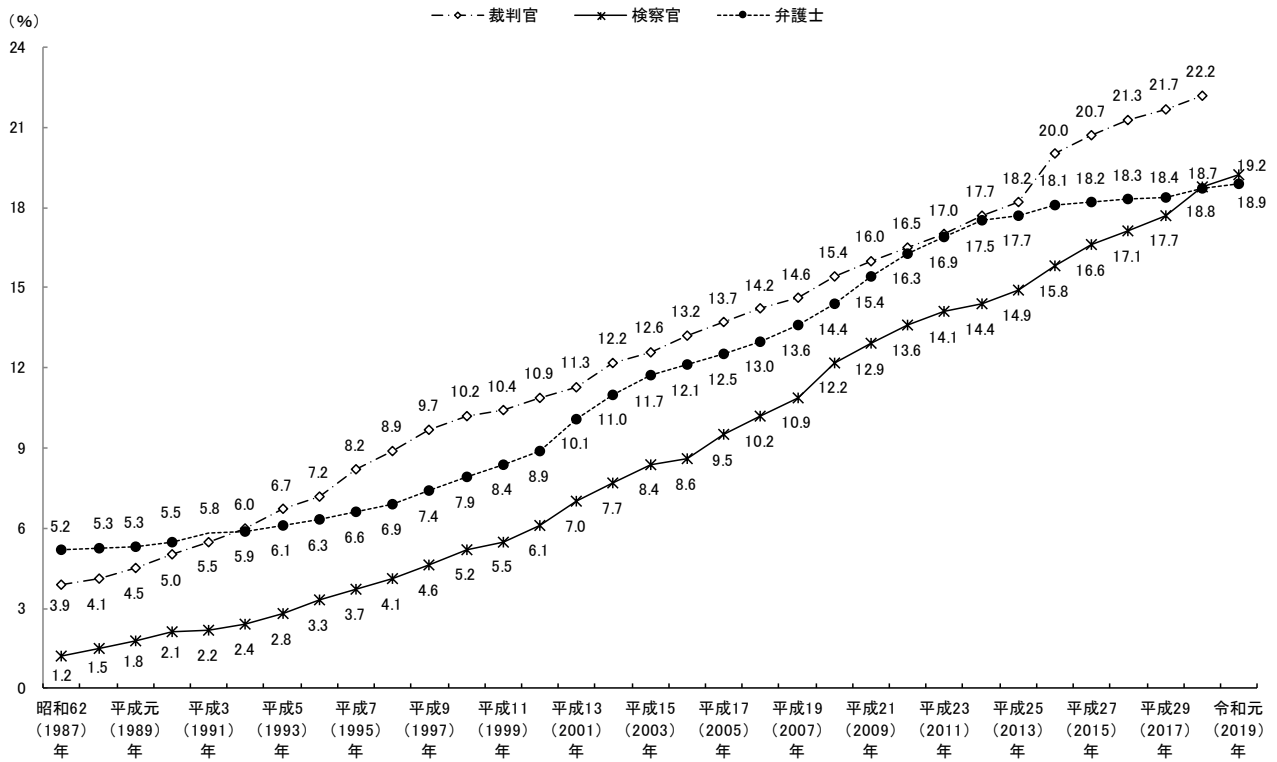


注：各年12月31日現在

資料：厚生労働省「平成30年（2018年）医師・歯科医師・薬剤師統計」

裁判官、検察官、弁護士に占める女性の割合は年々着実に増加しており、裁判官は平成 30（2018）年 22.2%、検察官、弁護士はそれぞれ令和元（2019）年 19.2%、18.9%となっている。弁護士については、平成 25（2013）年ごろより増加スピードが他の 2 者に比べると鈍化している。

図表Ⅱ－5－10－2 裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合の推移（全国）



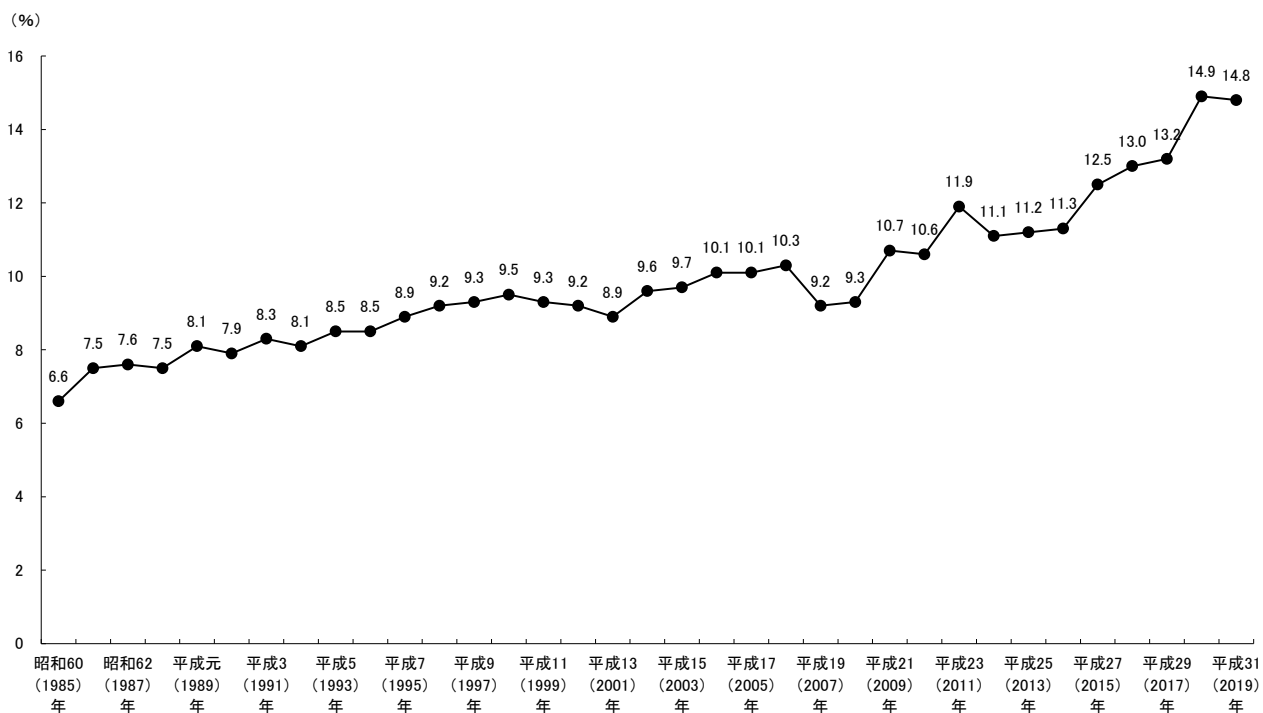
注：裁判官は各年 12 月（平成 26 年以降）、検察官は 3 月 31 日、弁護士は 9 月 30 日（平成 24 年以降）時点の数値。。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

企業における管理的職業に従事する女性の割合は、多少の変動をもちながらも全体としては増加傾向にあり、昭和 60（1985）年の 6.6%が、平成 31（2019）年には 14.8%となっている。

図表Ⅱ－5－10－3 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移（全国）



注：各年とも年平均。平成 23(2011)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

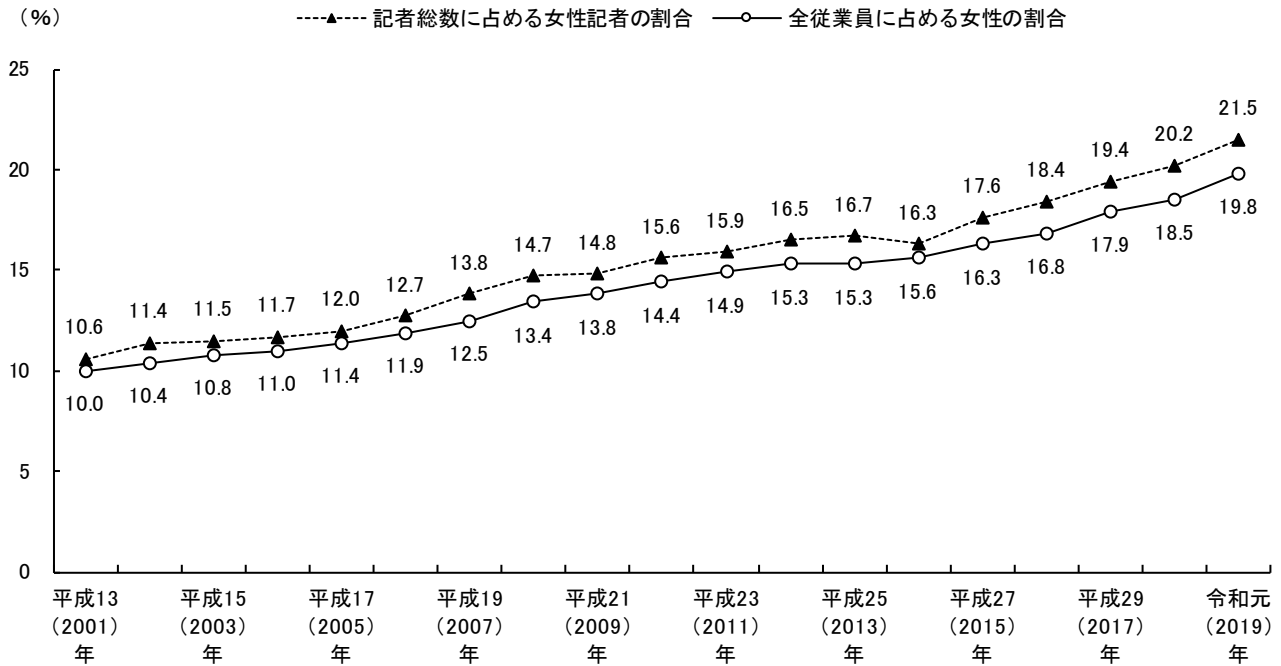
Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

1.1. 各種メディアにおける女性の割合（新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会）

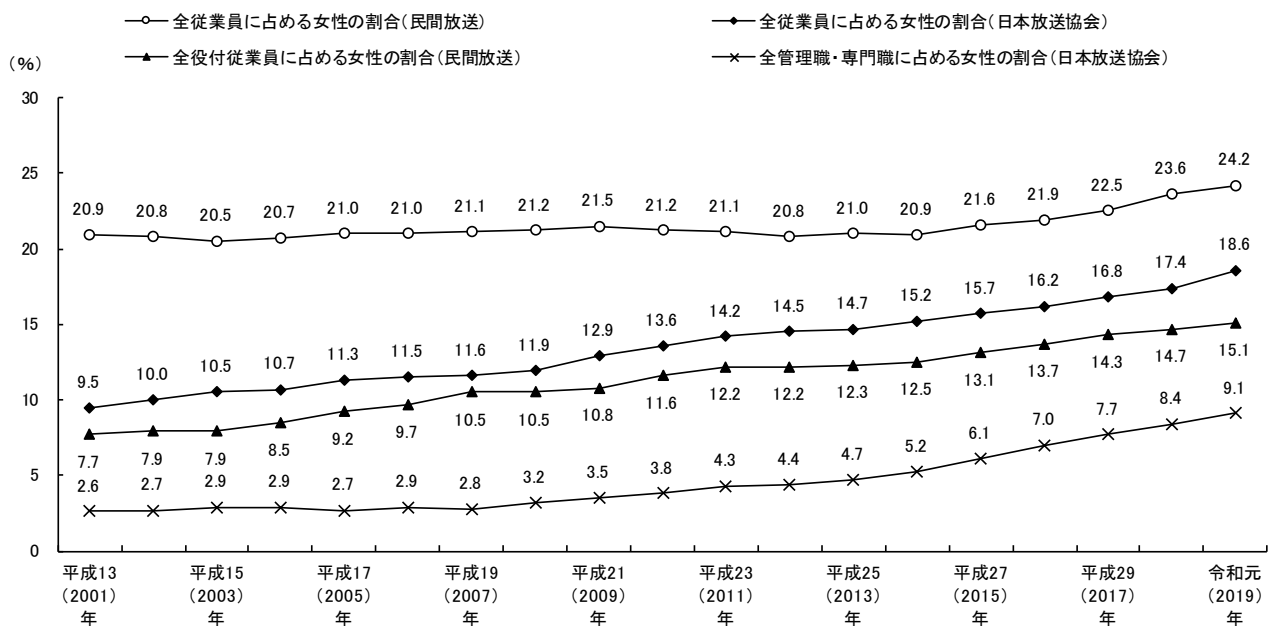
新聞及び放送業界での女性の参画状況をみると、令和元（2019）年における全従業員に占める女性の割合は、新聞・通信社等 19.8%、民間放送 24.2%、日本放送協会 18.6%となっている。各種メディアにおける女性の割合は増加の傾向にある。

図表Ⅱ－5－11 各種メディアにおける女性の割合（全国）

<新聞・通信社等>



<民間放送、日本放送協会>



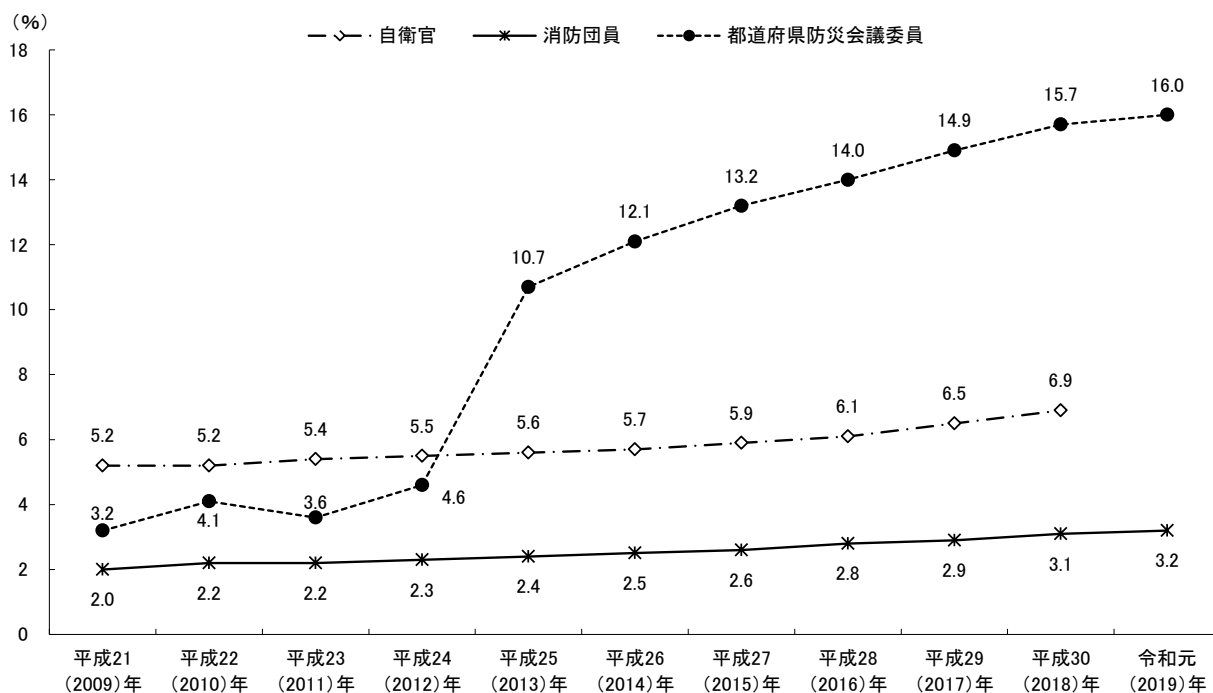
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

1.2. 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合

自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員に占める女性の割合は、自衛官と消防団員は微増傾向であるが、都道府県防災会議委員は、平成 25(2013)年以降急増しており、令和元(2019)年は 16.0% に達し、平成 24(2012)年の 3 倍以上となっている。

図表Ⅱ－５－１２ 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合（全国）



注1：自衛官は各年度末現在。消防団、都道府県防災会議委員は各年4月1日現在。

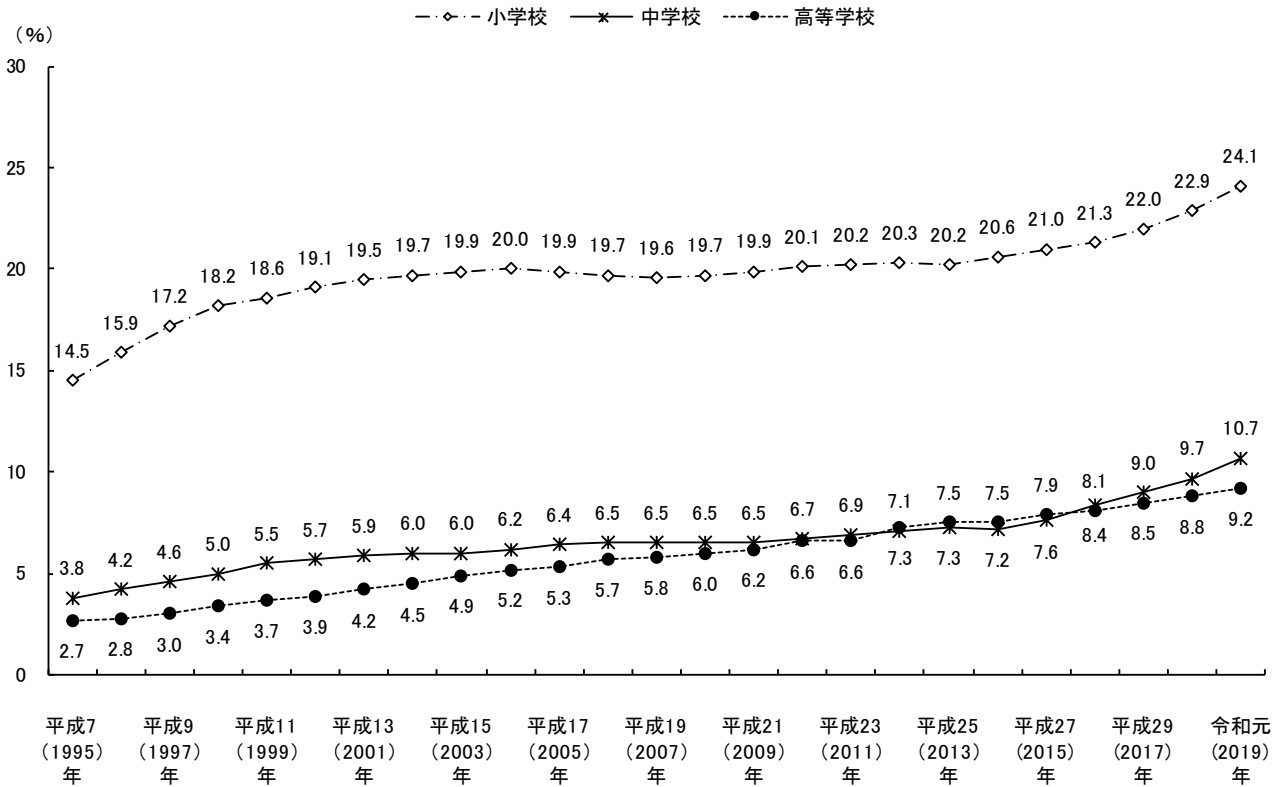
注2：平成23(2011)年の消防団員のうち、岩手県、宮城県及び福島県、平成24年のうち、宮城県牡鹿郡女川町については、平成22(2010)年4月1日現在の数値で集計。

資料：防衛省「令和元年版防衛白書」、消防庁「令和元年版消防白書」、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度）

13. 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合

小学校・中学校・高等学校の副校長（教頭）以上に占める女性の割合は、小学校では平成 15（2003）年より横ばいであったが、平成 27（2015）年ごろより再び増加し、令和元（2019）年は 24.1%である。中学校では平成 7（1995）年の 3.8%が令和元（2019）年では 10.7%、高等学校は平成 7（1995）年の 2.7%が平成 30（2018）年では 9.2%と、ともに緩やかに増加しているが割合は 1 割程度にとどまっている。

図表Ⅱ－5－13 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合（全国）



注1：各年5月1日現在。ただし、平成23（2011）年の福島県の数値については、8月1日現在。

注2：平成27年は速報値である。

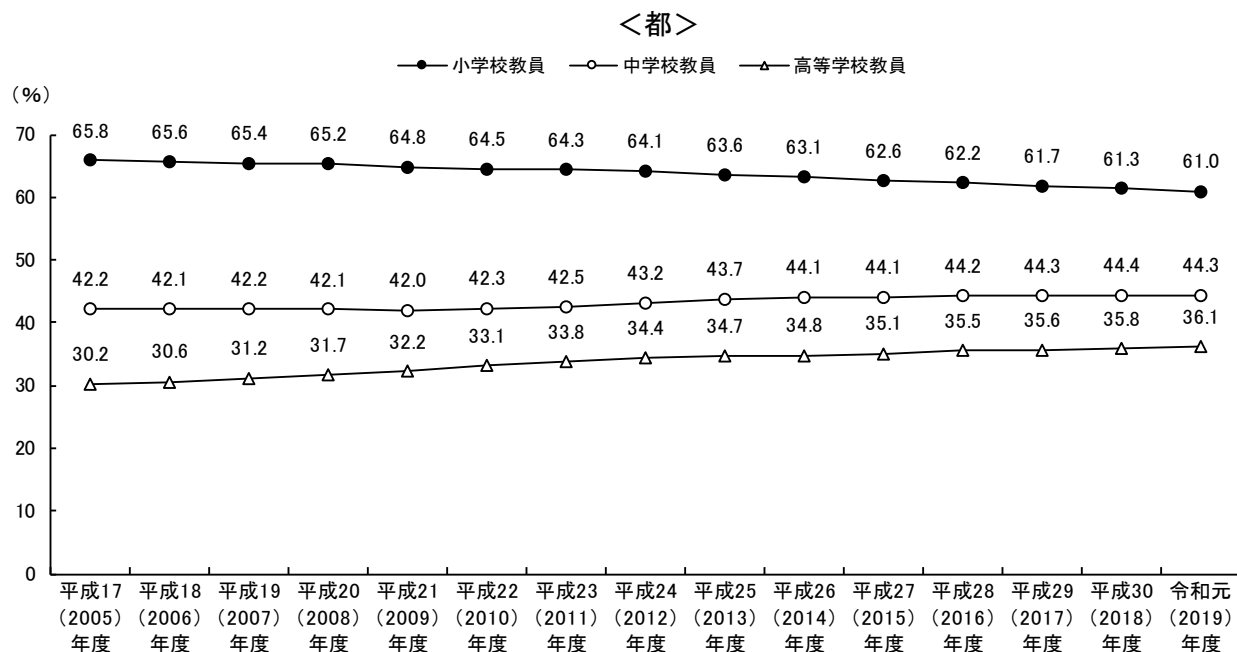
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

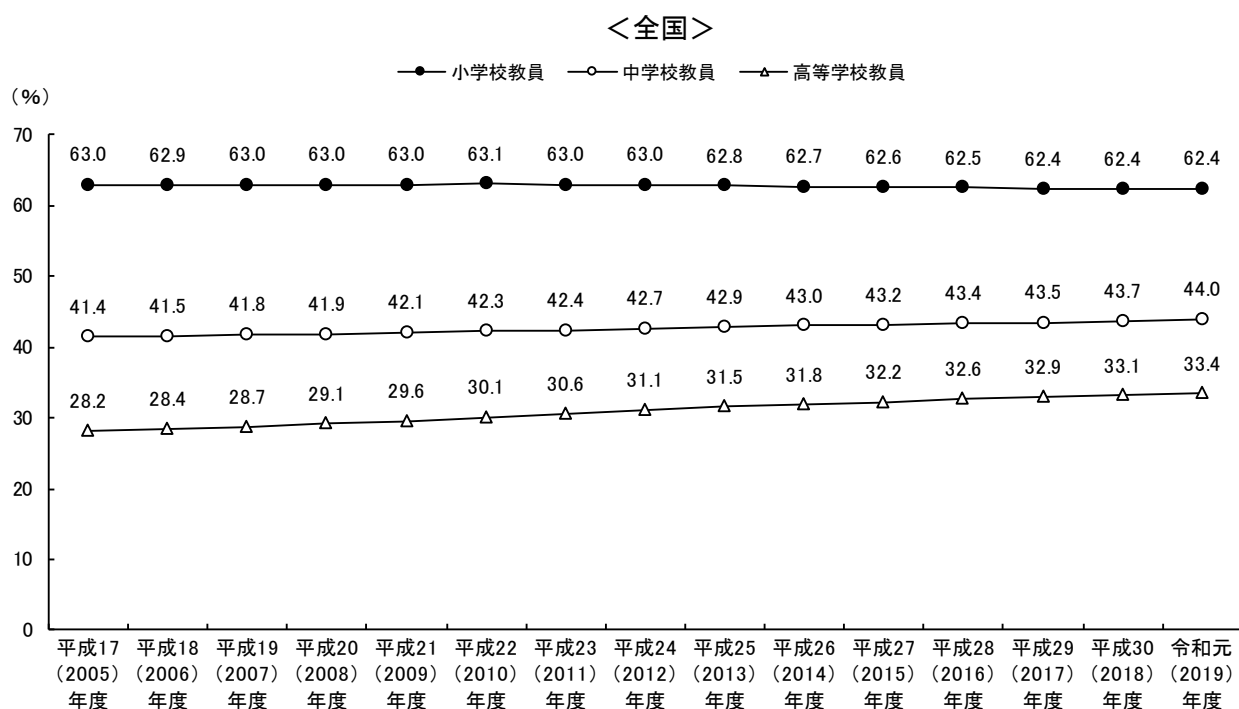
1.4. 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合

都の令和元（2019）年度の公立学校の教員に占める女性割合は、小学校で61.0%、中学校で44.3%、高等学校で36.1%となっており、小学校ではゆるやかに低下、中学校ではほぼ横ばい、高等学校ではゆるやかに上昇している。全国との比較では、小学校で1.4ポイント低く、中学校ではほぼ同じ、高等学校で2.7ポイント高くなっている。

図表Ⅱ－5－14 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合（都・全国）



資料：東京都教育委員会「令和元年度公立学校統計調査報告書」



注1：本務教員の女性比率である。

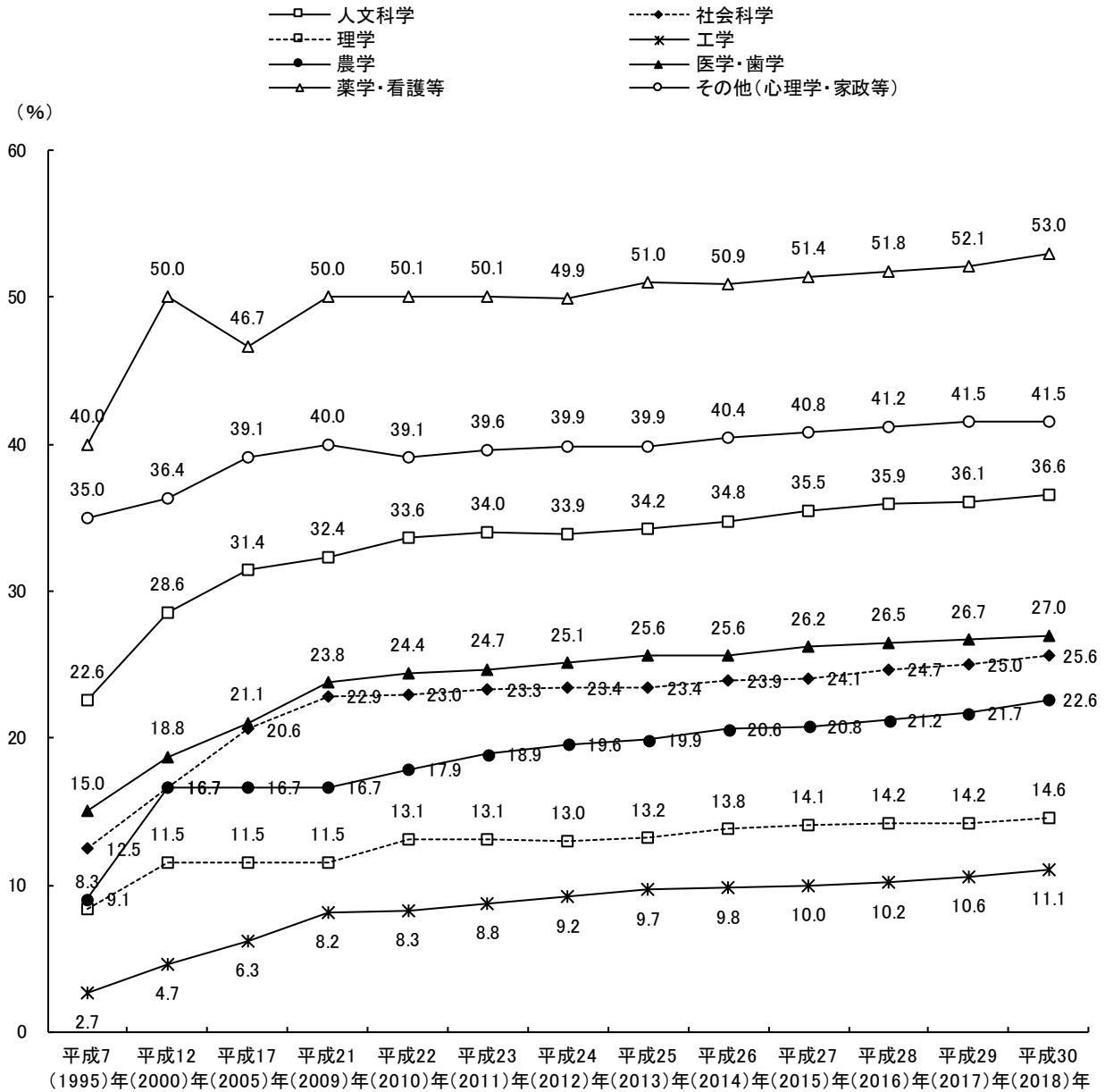
注2：調査対象は公立の学校

資料：文部科学省「令和元年度学校基本調査」

15. 大学等の研究本務者における分野別女性の割合

平成30(2018)年の大学等の研究本務者における女性の割合を分野別にみると、薬学・看護等の分野が53.0%、心理学・家政等が41.5%である一方、工学や理学の分野では10%台にとどまっている。

図表Ⅱ-5-15 専門分野別にみた大学等の研究本務者の推移(女性、全国)



注1: 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。

注2: 大学等は、大学の学部(大学院の研究科を含む)、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関など。

注3: 「薬学・看護等」は、平成22年以前は「その他の保健」

注4: 平成30年3月31日現在

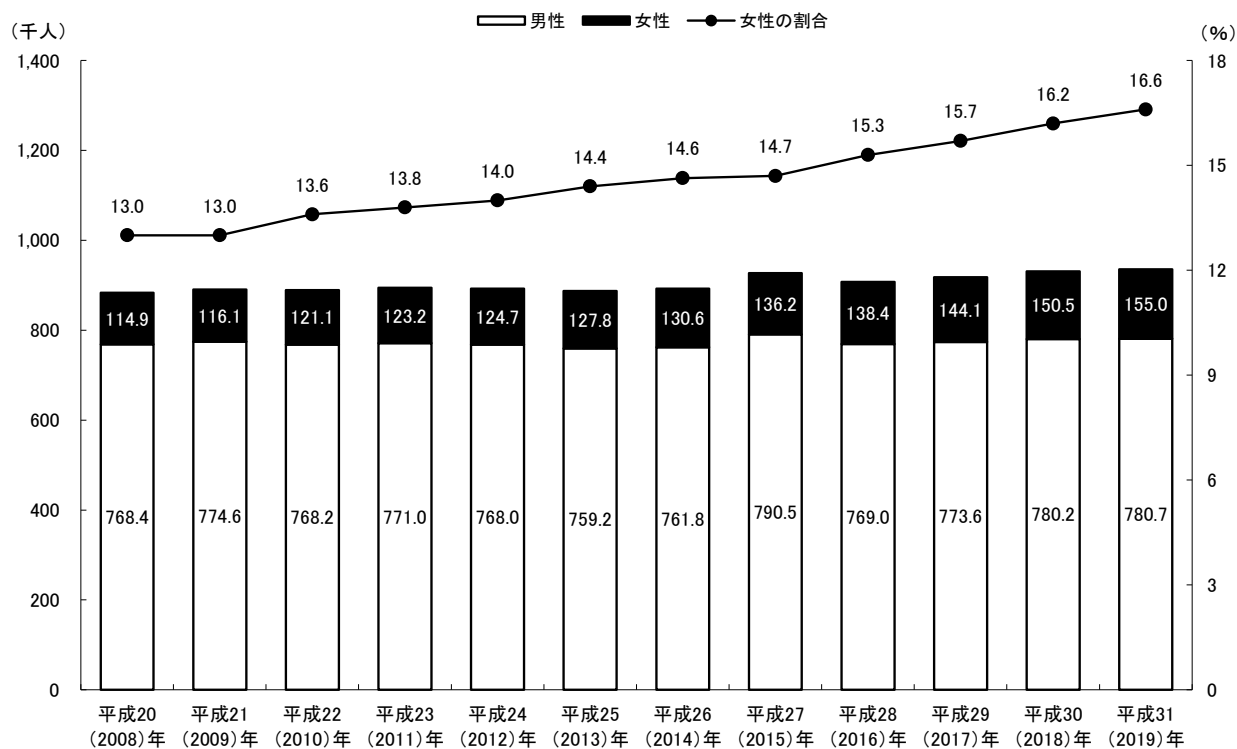
資料: 内閣府「令和元年版男女共同参画白書」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

16. 研究者に占める女性の割合

女性研究者の数は年々増加しており、令和元（2019）年で155.0千人である。全研究者に占める女性の割合も増加しており、令和元（2019）年で16.6%と人数、割合ともに増加傾向にある。

図表Ⅱ－5－16 研究者に占める女性の割合の推移（全国）



注1：企業等、非営利団体・公的機関、大学等における研究関係従業者数（実数）のうち研究者の数。研究者とは大学（短期大学を除く。）の課程を修了した者（またはこれと同等以上の専門的知識を有する者）で、特定の研究テーマを持って研究を行っている者をいう。

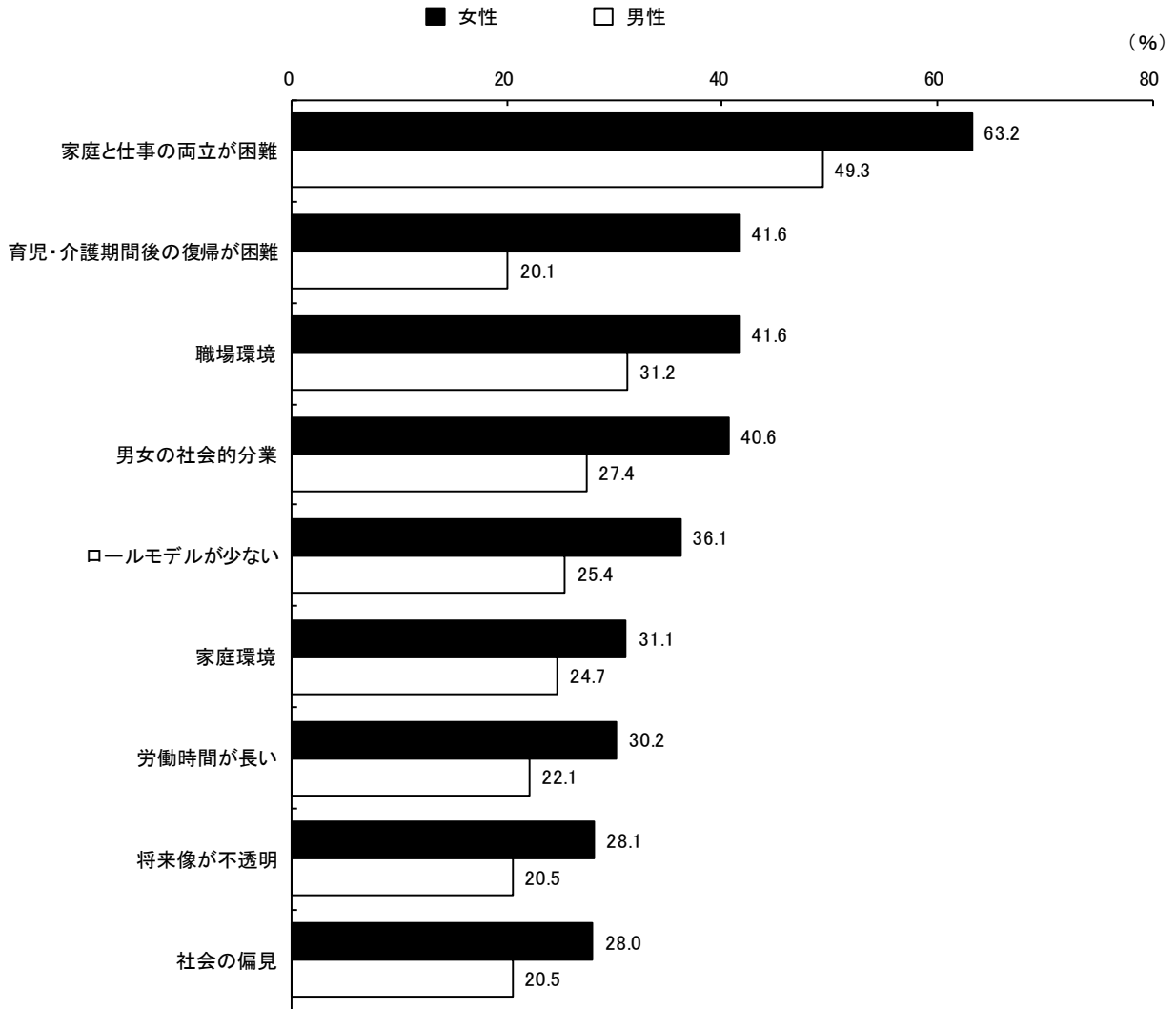
注2：各年3月31日現在

資料：総務省「令和元年科学技術研究調査報告」

17. 女性研究者が少ない理由

女性研究者が少ない理由としては、「家庭と仕事の両立が困難」が最も多く、次いで「育児・介護期間後の復帰が困難」、「職場環境」となっており、労働環境や仕事と家庭との両立支援体制の整備が求められている。

図表Ⅱ－5－17 女性研究者が少ない理由（全国）



注1：男女共同参画学協会連絡会「第4回科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」（平成29年）より作成。

注2：女性の上位の項目のみを表示

資料：文部科学省「平成30年版科学技術白書」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

18. HDI、GII、GGIにおける日本の順位

男女平等参画に関する国際的な指標についてみると、日本は人間開発指数（HDI）が189か国中19位で前年と同じ。ジェンダー不平等指数（GII）は162か国中23位（前年22位）、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は153か国中121位（前年110位）と順位を下げた。

図表Ⅱ-5-18 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI 2018（平成30）年
（人間開発指数）

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.953
2	スイス	0.944
2	オーストラリア	0.939
4	アイルランド	0.938
5	ドイツ	0.936
5	アイスランド	0.935
7	香港	0.933
7	スウェーデン	0.933
9	シンガポール	0.932
10	オランダ	0.931
11	デンマーク	0.929
12	カナダ	0.926
13	アメリカ合衆国	0.924
14	イギリス	0.922
15	フィンランド	0.920
16	ニュージーランド	0.917
17	ベルギー	0.916
17	リヒテンシュタイン	0.916
19	日本	0.909
20	オーストリア	0.908
21	ルクセンブルク	0.904
22	イスラエル	0.903
22	韓国	0.903
24	フランス	0.901
25	スロベニア	0.896
26	スペイン	0.891
27	チェコ	0.888
28	イタリア	0.880
30	エストニア	0.871
31	ギリシャ	0.870
33	ポーランド	0.865
36	リトアニア	0.858
38	スロバキア	0.855
41	ラトビア	0.847
41	ポルトガル	0.847
44	チリ	0.843
45	ハンガリー	0.838
64	トルコ	0.791
74	メキシコ	0.774

②GII 2018（平成30）年
（ジェンダー・不平等指数）

順位	国名	GII値
1	スイス	0.037
2	スウェーデン	0.040
2	デンマーク	0.040
4	オランダ	0.041
5	ノルウェー	0.044
6	ベルギー	0.045
7	フィンランド	0.050
8	フランス	0.051
9	アイスランド	0.057
10	韓国	0.058
11	シンガポール	0.065
12	スロベニア	0.069
12	イタリア	0.069
14	オーストリア	0.073
15	スペイン	0.074
16	ルクセンブルク	0.078
17	ポルトガル	0.081
18	カナダ	0.083
19	ドイツ	0.084
20	キプロス	0.086
21	エストニア	0.091
22	アイルランド	0.093
23	日本	0.099
24	イスラエル	0.100
25	オーストラリア	0.103
27	英国	0.119
30	ポーランド	0.120
31	ギリシャ	0.122
34	ニュージーランド	0.133
35	チェコ	0.137
40	ラトビア	0.169
42	米国	0.182
43	スロバキア	0.190
56	ハンガリー	0.258
62	チリ	0.288
66	トルコ	0.305
74	メキシコ	0.334

③GGI 2019（令和元）年
（ジェンダー・ギャップ指数）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
11	ラトビア	0.785
12	ナミビア	0.784
13	コスタリカ	0.782
14	デンマーク	0.782
15	フランス	0.781
16	フィリピン	0.781
17	南アフリカ	0.780
18	スイス	0.779
19	カナダ	0.772
20	アルバニア	0.769
21	英国	0.767
25	メキシコ	0.754
26	エストニア	0.751
27	ベルギー	0.750
34	オーストリア	0.744
35	ポルトガル	0.744
36	スロベニア	0.743
38	オランダ	0.736
40	ポーランド	0.736
44	オーストラリア	0.731
51	ルクセンブルク	0.725
53	米国	0.724
57	チリ	0.723
63	スロバキア	0.718
64	イスラエル	0.718
76	イタリア	0.707
78	チェコ	0.706
84	ギリシャ	0.701
105	ハンガリー	0.677
108	韓国	0.672
121	日本	0.652
130	トルコ	0.635

注1：測定可能な国数は、HDIは189か国、GIIは162か国、GGIは153か国。そのうち上位20か国及びOECD加盟国（35か国）を抽出。
注2：「HDI 人間開発指数（Human Development Index）」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

注3：「GII ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】妊産婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数 【エンパワーメント】国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別） 【労働市場】労働力率（男女別）

注4：「GGI ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等待、所得の推定値、管理職に占める比率・専門職に占める比率 【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率 【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命 【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

資料出所：①～②は国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2019」、③は世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2020」

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）